

(問い合わせ先)
令和6年3月12日
広島県農林水産局
担当者：向井
内線：3502
電話：082-513-3502

北広島町における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜 発生に係る対応状況について（第2報）

令和6年3月12日
畜産課

3月12日、北広島町の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された事例に係るこれまでの対応等については、以下のとおりです。

1 作業の経緯

(1) 3月11日（月）

- ・13時45分 当該農場から死亡鶏が増加した旨、西部畜産事務所に通報。
- ・17時31分 当該農場における簡易検査で陽性を確認。
- ・19時00分 当該農場から西部畜産事務所に検体搬入し、遺伝子検査（PCR検査）を開始。
- ・22時00分 広島県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策会議を開催。

(2) 3月12日（火）

- ・5時30分 PCR検査でH5亜型の遺伝子を確認。県は非常体制に移行し、危機対策本部を設置。
- ・7時30分 危機対策本部員会議を開催。
- ・8時30分 農林水産省において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。
採卵鶏の殺処分、汚染物品等の処理及び施設の消毒などの防疫作業を開始。
発生農場を中心に半径3～10km地点の主要道路周辺を目安に、消毒ポイントを4か所設置し、消毒作業を開始。消毒ポイントでの畜産関係車両の消毒作業は、発生農場の防疫措置完了後21日間継続。
- ・14時00分 殺処分羽数 532羽（14時時点） ※進捗0.6%（82,527羽）

2 防疫作業の状況

3/12（火） 防疫作業従事者 218人／日

3 その他

防疫作業の進捗状況については、継続的に情報提供を予定しています。

4 報道機関へのお願い

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。